

## 平成 31 年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

AMED 国際事業部

### 1. 研究内容及び審査の観点

研究内容および審査の観点については、前年度公募要領の内容から変更ありません。

### 2. 対象国（共同研究相手国）

昨年度のリストから削除したチリ共和国は、引き続き ODA 対象国として扱うことができるため、平成 31 年度の公募において対象国に戻します。また、アフリカのスワジランド王国が、「エスワティニ王国」と最近名称変更したことから、変更名称を公募要領に反映しております。（公募要領 64 頁）

### 3. 公募要領への追加事項

・相手国代表者との実施合意が成立されない時のプロジェクト中止の可能性を明記（公募要領 10 頁）

「条件付採択年度末（平成 31 年度末）までに R/D・MOU の署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがない場合、R/D・MOU 不成立とみなされ、研究課題の条件付採択決定後や暫定委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づく AMED からの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。」

・後発開発途上国を対象とした提案の取扱いについて明記（公募要領 19 頁）

「後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA 等の技術協力や研究提案者による SATREPS 事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援が存在することが望まれます。」

・ヒアリング審査会での相手国研究代表者の TV 接続の可能性を追記（公募要領 23 頁）

「面接対象となった案件に対して、共同研究相手国の研究開発代表者と TV 会議等を行う場合があります。」

・データサイエンティストの確保に関する記載（公募要領 26 頁）、採択後のデータマネジメントプランの作成およびデータ管理・解析のマネジメント機能の体制構築の必要性（公募要領 38 頁）について追記

「データ管理・解析を推進していく上で、データサイエンティストの確保は必須であります。AMED は、医療研究開発分野における「データサイエンティスト」を登録・公表する仕組みを構築する予定であり、氏名等を見える化することで、その地位向上等につなげたいと考えています。ここでいうデータサイエンティストとは、「データ解析

の高い能力を有し、かつ、AMED の研究目的を達成するためにデータの収集、質の確保、意味づけ、保存と活用等を行う研究者」のことを言います。提案書を作成する際には、Annex 1 の提案書の実施体制（参加者リスト）に、データサイエンティストを記載し、「本研究提案において担当する研究の概要」欄に、その旨を明記してください。」

「採択課題については、研究開発代表者から、採択後の委託研究開発契約締結の際にデータマネジメントプランを AMED に提出していただきます。」

- ・国際約束に基づく技術協力であることを明記（公募要領 52 頁）

「技術協力は、開発途上国との国際約束に基づき、その国の制度構築、組織強化、人材育成等を通じて、当該国が諸開発課題に主体的に取り組む総合的かつ内発的な能力の開発を支援することを目的として技術の提供を行うものです。」

#### 4. 研究開発提案書

- ・研究提案書を英文で提出してもらうべく、提案書（英語化雛型）を公募要領から切り離しました。

- ・提案書から前年度削除した〈成果目標シート〉は提案書に復帰させました。

以上